

様式第3号（第7条関係）

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 令和7年度第2回水戸市都市景観審議会
- 2 開催日時 令和7年9月2日（火） 午後1時30分から午後2時20分まで
- 3 開催場所 水戸市役所 4階 中会議室1・2
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委 員 村上 暁信、一ノ瀬 彩、小坪 のり子、篠根 玲子、阿久津 和次、
三上 靖彦、谷田部 亘、二田 伸康、藤田 雅一
 - (2) 執行機関 太田 達彦、須藤 文彦、権瓶 厚、磯前 由紀、小島 悦子、秋葉 由佳
- 5 議題及び公開・非公開の別
 - (1) 水戸市景観計画（第2次）（案）について【公開】
 - (2) 答申（案）について【公開】
 - (3) 水戸市都市景観条例の今後の方向性について【公開】
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の数（公開した場合に限る。） 0人
- 8 会議資料名称
令和7年度第2回水戸市都市景観審議会次第・水戸市都市景観審議会委員名簿
資料1 水戸市景観計画（第2次）（案）
資料2 水戸市景観計画（第2次）について（答申）（案）
資料3 水戸市都市景観条例の今後の方向性について
参考資料 水戸市景観計画（第2次）への意見と対応

9 発言の内容

司会

お待たせいたしました。

定刻となりましたので、ただいまから、令和7年度第2回水戸市都市景観審議会を開催いたします。

はじめに、都市計画部長の太田より御挨拶申し上げます。

太田都市計画部長

本日は御多用の中、都市景観審議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

これまで3回にわたり、新たな景観計画の策定について御審議いただきました。幅広い御意見や御提案は大変貴重であり、計画づくりを進める大きな力となりました。改めて感謝申し上げます。

さて、本日の審議会では、これまでの議論を踏まえて取りまとめた水戸市景観計画第2次（案）をお示しするとともに、答申（案）、更に、水戸市都市景観条例の今後の方向性、についても御説明し、御審議をお願いすることとしております。

今回の計画案には、7月から8月にかけて実施しましたパブリックコメントで寄せられた市民の皆様の声も反映しております。暮らしや思いを背景に据え、実効性を備えたものとなるよう取りまとめました。

景観計画（案）の中でも触れておりますとおり、本市の豊かな自然や歴史的・文化的な資源などの多様な景観資源は、まちの個性と魅力を形づくり、市民の皆様の誇りや記憶を育む大切な財産です。本日の御審議を通じて、改めて景観形成の意識を醸成することの意義を共有いただき、今後の景観まちづくりへとつなげてまいりたいと考えております。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

司会

ここで、審議会の開催に先立ちまして、本日の資料の確認をさせていただきます。

事前に送付させていただいております資料が、

資料1 水戸市景観計画（第2次）（案）

資料2 水戸市景観計画（第2次）について（答申）（案）

資料3 水戸市都市景観条例の今後の方向性について

参考資料 水戸市景観計画（第2次）への意見と対応

また、本日、お手元に配布させていただきました資料が、

令和7年度第2回水戸市都市景観審議会次第、裏面には水戸市都市景観審議会委員名簿でございます。

それでは、議事に入らせていただきます。

本日、____会長が欠席でございます。

水戸市都市景観条例第35条第3項の規定により、会議の議長である会長が欠席である場合は、副会長が代わりを務めることとなっておりますので、以降は、____副会長に議事の進行をお願いいたします。

____副会長、どうぞよろしくお願いいたします。

____副会長

ただいまから議事に入りたいと思いますが、まずは、本日の出席者数を確認いたします。事務局から報告願います。

司会

お手元の次第裏面の水戸市都市景観審議会委員名簿を御覧ください。

事務局に欠席の報告がありました委員は、__番 __委員、__番 __委員、__番 __委員、__番 __委員でございます。また、__番 __委員につきましては、本日、オンラインでの出席となり、遅れて出席との報告をいただいております。

委員 13 名に対し、現在 8 名の出席で、半数以上となっておりますので、水戸市都市景観条例第 36 条第 2 項の規定に基づき、本審議会は成立しております。

副会長

ありがとうございます。事務局より、出席者数が委員数の半数を超えているとの報告がありました。

したがって、水戸市都市景観条例第 36 条第 2 項の規定に基づき、本審議会は成立しております。

続きまして、本日の議事録署名人を指名させていただきます。__番 __委員、__番 __委員をお願いいたします。

本審議会につきましては、水戸市附属機関の会議の公開に関する規程に基づき、原則公開とさせていただきますので御承知おきください。

本日は傍聴人、報道機関ともに不在です。

それでは、議題に入ります。本日は、議題が 3 つございます。全ての議題について、全体で約 40 分の時間設定で進めさせていただきたいと考えております。

議事進行につきまして、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

はじめに、議題 1 「水戸市景観計画（第 2 次）（案）について」でございます。

前回の審議会でいただいた御意見を踏まえ、計画に修正を加え、その後の都市計画審議会や市民意見公募の結果も計画に反映しております。

本日は、事務局より、市民から寄せられた主な御意見とその反映状況の説明をお願いし、説明の後に、委員の皆様から御質問等があれば頂戴したいと思います。

事務局（権瓶景観室長）

それでは、「水戸市景観計画（第 2 次）（素案）」に対しまして、パブリックコメントで寄せられた市民の皆様からの御意見とその対応案について御説明いたします。

いただいた御意見は多岐にわたりますが、大きく整理すると、次の 3 つの観点に集約できると考えております。

まず、1 つ目の観点が、「地域の資源や具体的課題をどのように取り込むか」という趣旨の御意見です。

こちらについては、具体的な御提案をいただきましたので、主なものを御紹介いたします。横書きの参考資料を御覧ください。

まず、16 ページの 10 番です。逆川緑地を偕楽園・千波湖特定ゾーンの区域に含めるべき、との御意見をいただきました。逆川緑地の歴史的・景観的な重要性を踏まえ、区域に追加するよう計画の修正を行っております。

続いて、19 ページから 20 ページにかけて、15 番、16 番、17 番、20 番などです。

電線類の地中化、太陽光発電施設の景観基準、街路樹の保全についても多くの御意見をいただきました。他都市の先進事例を参考にしながら計画を改善していく方向性を計画に追記するなどの対応をしました。

続いて、17 ページから 18 ページにかけて、12 番です。住宅地や駐車場といった日常生活に根ざした景観課題に関する御意見をいただきました。これらについては、今後策定を予定している景観ガイドライン等を通じて改善の方向性を示していくこととしました。

このように、具体的な課題については一つひとつの内容を踏まえ、計画の修正や、今後の取組に反映させるよう対応します。

続いて、2 つ目の観点として、「景観行政をどう進めるか、その体制や市民への伝え方」に関する御意見です。こちらは、15 ページから 16 ページにかけて、7 番、8 番、9 番です。

景観行政の実効性を高めるには、職員の専門性向上や専門職の採用、推進組織の拡充、市民への分かりやすい発信などの重要性に関する意見を、複数いただきました。

こうした意見を受けまして、職員の専門性向上や推進体制の一層の強化、外部人材の活用の検討などを進めていくことを計画に追記しております。

最後に、3 つ目の観点として、「計画そのものの伝え方や表現の工夫」に関する御意見です。

まず、13 ページの 1 番です。景観は文化や暮らしの積み重ねであり、計画は市民への手紙であるべきだとの御意見をいただき、計画中に、景観計画は市民への手紙としての役割を担う旨を明記いたしました。

続いて、こちら 13 ページの 1 番です。編集やデザインは単なる装飾ではなく、市民とのコミュニケーションにおける重要な要素と位置付け、必要な予算確保が必要との意見を受け、今後作成するガイドラインやパンフレットについては、必要な予算の確保を図る旨を計画に追記しています。

続いて、14 ページの 2 番です。コラムは匿名的ではなく書き手の存在を示すべき、との御意見を踏まえ、コラムの筆者のイニシャルを明記し、読み手により信頼性や対話性が伝わるよう工夫いたしました。

以上のとおり、市民の皆様からは、具体的な景観資源や課題への対応、推進体制・発信体制の強化、計画の伝え方といった、多角的で示唆に富む御意見をいただきました。

本市としては、これらを真摯に受け止め、計画の修正や表現の見直しに反映するとともに、今後の施策立案にも生かしてまいります。

景観計画は市民と行政をつなぐ対話の場であり、その実践を通じて、より良い景観づくりを進めていきたいと考えております。

副会長

それでは、事務局から説明のあった内容に関しまして、御質問等あれば頂戴したいと思います。

御発言いただく方は、挙手をお願いいたします。

委員

一つ伺わせてください。7 月 16 日から 8 月 15 日まで意見公募を行ったとお話いただきましたが、どのくらいの人数に、どんな形式で、どんなふう to 実施したのか。私自身、景

観に興味があつて委員を務めているのに実施していることを知らなかったため、お恥ずかしいところです。どんな人たちに伺って、何件意見が来たのか、教えていただきたいです。

事務局（権瓶景観室長）

パブリックコメントは、7月16日から8月15日までの期間で実施しました。公募のお知らせは、「広報みと」と水戸市のホームページや市公式LINEなどを通じて皆さんにお知らせをしております。

意見の数は、7人の方から複数の意見をいただき、合計で23件の御意見がありました。市民の皆さんや市外の方も含めて、様々な意見をいただきました。

――委員

ありがとうございます。拝見していると、大変深い内容の御意見が多いように感じました。興味が相当ある方が意見してくださったのだなという感じがします。全体で見たときに水戸市民がどう考えているかが分かったと良かったというような気がしました。

もう一つだけコメントさせていただきます。計画の見せ方についてプロを入れた方が良いという意見があつたかと思いますが、先週、景観について「広報みと」に掲載されており、随分とスタイリッシュな、綺麗なものができて良かったと思いました。

――副会長

ありがとうございます。今回の計画書はかなり柔かくできていて、そういう意味では、この市報のような柔らかいイメージの中で、パブリックコメントを募集していますと呼びかけた方が、市民は関心を持ったかもしれませんね。

ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

――委員

今回、パブリックコメントを踏まえて修正された箇所に気になる点があります。意見の2番を踏まえて、コラムにイニシャルを載せたということについて、確かに、書き手の顔が見える、その個性を感じられるという面では良い面もあるかとは思いますが、行政機関の刊行物に、執筆された職員の方の個人名あるいは個人が特定できるイニシャルを記載することは、あまり例がないのかなと感じております。

イニシャルなどは、おそらく分かる人には特定されてしまうということがあり、水戸市の場合には庁内の座席表がネット上に流れていて、景観室はどなたが在籍しているか名字など分かってしまうという状況になっています。そういったものに照らし合わせると、これを書いた方が特定されてしまうのではないかと思います。個人が特定されてしまうことで、もちろんプラスに働くものもあると思いますが、逆のケースも想定しなければならない。例えば、コラムに対する批評や、なぜ特定の人ばかり書いているのかといったこと、あとはコラムの書き手同士の比較など、個人に対する攻撃につながりかねないということが懸念されます。

最近、行政機関はカスハラ対策や個人情報保護という観点でネームプレートもフルネームではなく名字だけ載せる、自治体によっては平仮名表記で記載するなど、職員を守る観点により対応をしているところが多いという昨今の実情を踏まえると、イニシャルとはいえ個人の特定につながりかねない情報を載せてしまうのはいかがかというところで懸念をしております。作成した方がむしろ載せてくださいという強い希望があれば、それで良いと思いますが、本人が必ずしも希望していないとすれば一律に載せるのはどうかと感じてい

ます。当初からイニシャルを載せるということで書いていたわけではないと思うので、書いた後にイニシャルを載せるということになると、執筆された方も戸惑っている部分があるのではと想像します。仮に、イニシャルを載せるという前例があると、今後、次の同じような記事を書くときに、イニシャルが載るのであれば書きたくない、あるいは、フラットで無難な内容になってしまうなどの弊害も出かねないことを懸念しています。そういった意味では、今回はコラムを載せること自体が思い切った企画だと思いますので、そこまですとどめていただいて、イニシャルについては入れない方がいいのではと感じています。以上です。

____副会長

これを書いた方はいずれも事務局の方のため、御本人がまずどう思っているかが大事だと思います。先ほどおっしゃったように、前例になってしまうということもあります。

事務局（須藤都市計画課長）

ありがとうございます。とても温かい御意見をいただきまして、趣旨は分かるが、マイナス面に働いたときの影響を考え、後続の別の計画の前例になるため注意することという御意見だったと思います。無理に対応しなくていいという考え方を確認できましたので、その対応方針も含め、改めて考えさせていただければと思います。

____副会長

そうしましたら、事務局に一任するという事でよろしいでしょうか。

事務局（須藤都市計画課長）

差し支えなければ一任させていただければと思います。

____委員

先ほど少し申し上げましたが、むしろ私の作品を見てほしいといった場合には否定するわけではありません。そういったお考えがなければ、マイナス面が懸念されますので慎重に対応された方がいいと思います。絶対反対というわけではありませんので、その辺りを丁寧にやっていただければということです。

____副会長

ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

____委員

今、____委員からお話があったことは私も全く同感でして、個人的な意見を申し上げると、パブリックコメントは大変大事ですが、必ずしも全部応える必要はなく、コメントに対してきちんと考えましたという回答で良いのだと思います。特に、この文章自体が審議会で確認されて作られたもので、審議会でこのコラムを認めた上で出しているの、必ずしもイニシャルを書いた方が良いという意見に対応する必要はないのかなと思いました。

また、御説明の中でもありましたが、景観計画をどうやって実施していくかということについて御意見が結構あったということで、特に、専門職の職員の方を採用していくことや、外部の有識者や外部の機関と連携していくという話があったと思います。

今回のパブリックコメントを拝見していて、市民の方がこんなにも質の高い意見を出してくるのだなと思ひまして、水戸市はやはりすごいなと思ひました。そのうちのいくつかは、市街化調整区域での開発が絡むことや、高さ規制といったことに言及されていて、都市計画に関わる話ですので、もちろん、専門職の職員の方も必要だとは思ひますが、庁内

において景観計画をどういうふうに位置付けていくか、庁内調整の中で、政策の上位に景観計画を位置付けて尊重していただくという体制を作っていただくことを書いていただけると良いのかなと思いました。

景観を作っていくということは、景観計画の場合は、街路・道路関係や土地利用、ソーラーパネルといった市街化調整区域での開発の話が入ってきますので、ほかの様々な政策の上位に位置付けた上で、波及させていくということを書いていただくと良いと思います。以上です。

____副会長

ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

事務局（須藤都市計画課長）

御意見ありがとうございます。水戸市の計画の体系としては、最上位に来るのが水戸市第7次総合計画で、それから都市計画マスタープラン、景観計画などがありますが、御意見いただきましたのは、景観行政自体が、多岐にわたって網羅されるような、開発の場面において参照されるものであるべきという御意見だと思います。その計画の性格を踏み込んで書けるかどうかについては、工夫させていただきたいと思います。ありがとうございます。

____副会長

それでは____委員、お願いします。

____委員

パブリックコメントで、応えられないような意見が示されたときに、どういう対応をするか。今、お話に出たのは、それなりに対応できるところで対応したということだと思うのですが、あまりいろいろな意見に引っ張られると、計画自体が風化してしまうと思うのです。景観をやるなら専門家を雇うということも書いてありますが、その業務につく方は専門家になるわけですね。例えば、それを専門に勉強していなくても、その立場に立つからには頑張って専門家になるわけです。専門家の責任で景観に向き合っているので、当然、この景観計画は専門家が書いた計画だと私は思っています。そのため、あまりいろいろな意見に引っ張られてしまうのではなく、やはり景観をやるには、いろいろな規制をかける立場なので、それぞれ専門としての知見と力もあるわけですね。そういうものを持った責任のある方がやるので、基本的に、名前を明かす必要はないし、チームで作ったものですから、誰が書いたということは言わなくても良いし、全部皆さんがチームとしてやったものですから、それで僕は良いと思うのですよね。

パブリックコメントに対して「このようにします」という対応を初めて見たので、僕は感動しましたが、これも行きすぎると、何でも聞いてくれるのかなと思われてしまう。そう思ってほしくない部分もあると思います。景観はそういう部分があるから守られていると思うし、作られていかなければならないと、今、ほかの方のお話を聞いていてそういうことを考えました。

事務局（須藤都市計画課長）

御意見ありがとうございます。専門職として雇用されてはいないが、景観業務に携わっているという時点でその分野のプロであるという、励ましのお言葉だと思います。

今回の計画の策定作業で、審議会でたくさん御意見をいただいております、参考資料には、

今回のパブリックコメントだけでなく、今までの景観審議会においての御意見に対する対応等をまとめております。今回のパブリックコメントに関しては、一番後ろのページに記載しております。その一連の御意見をいただいてからの対応ということで、私どもがこうすべきとか、受け入れ難いといったことを感じながら計画をまとめ上げてきたというところでは、それでこの計画書になっているわけですが、大事なことは、作っておしまいということではなく、いろいろ御意見いただきながら、考えて、こうすべきだという一つの形がこの計画書だといえますと、それをどういうふうにつなげていくのか。次の担当者の手に渡ったときに、同じような対応や考え方ができるのかという継承の部分について、単に人材を雇うのではなく、組織として対応できるように体制を継続していきたいと思います。

副会長

ありがとうございます。そのほか、いかがですか。

委員

とても充実した内容の計画ができたと思いますが、実際に市民の人たちにどう周知をして、それが実行されていくのかということも、とても大事だと思います。それは今後行っていくことだと思いますが、計画書の2-3、4の辺りで、景観づくりの広報周知啓発とあり、特に建築士の立場ですと、2-4の業界団体との連携による研修等の実施や、景観ガイドラインの制作・活用という部分が、仕事をする上で目になることになると思います。その辺りの今後のことについて考えていらっしゃる具体的な話があるのであれば聞かせていただきたいと思います。

事務局（権瓶景観室長）

今後の周知は、計画を作っただけでなく、それをいかに市民や事業者の皆さんと一緒にやっていくかという部分が一番大事だと思いますので、しっかり進めていきたいと考えております。

例えば、2-36、2-37で、今後の進め方を記載しており、具体的には、協働による景観づくりの広報・周知・啓発を、計画本文に記載しています。

景観ガイドラインであれば、2-37に記載したとおり、景観ガイドラインの策定・運用を令和9年度に実施することを考えています。計画ができ次第、市民の皆さんのほか、今回は計画を作る過程で____委員に御紹介いただき、建築士事務所協会の皆さんと具体的な景観形成基準についての話し合いをさせていただきましたが、そういったところで計画が完成したことを実際にやり取りや説明する場を設けさせていただければありがたいなと思っております。様々な媒体のほか、業界団体の皆様との連携も進めていく中で、周知や啓発のあらゆる手段をこれから考えていきたいと思っております。

副会長

よろしいですか。私から一つ、1-17ページの方針について、「笑顔で紹介できる 水戸の景観」の「紹介」について、「水戸市の景観を紹介します」ではなく、「私の景観」「自己紹介」というイメージを市民が持ってくると良いなと思いました。自分にも責任があって、頑張って良い景観を作りましたという思いで、自慢できるフレーズになればと思います。

副会長

それでは、次の議題に移ります。議題2「答申（案）について」でございます。答申に

つきましては、委員の皆様の御意見を反映させた水戸市景観計画（第2次）（案）とあわせて、当審議会として、本計画を推進するに当たり、水戸市に留意していただきたい事項を附則したいと考えております。

資料2を御覧ください。これまでの審議会では委員の皆様からいただいた意見をもとに____会長と事務局にまとめていただきました。事務局から答申（案）の読み上げをお願いします。

事務局（権瓶景観室長）

これまで3回にわたり開催してまいりました本審議会では、委員の皆様から多岐にわたる御意見や御提案をいただきました。

これらを踏まえ、____会長と事務局にて検討を重ね、答申（案）として取りまとめたものが、資料2の「水戸市景観計画（第2次）について（答申）（案）」でございます。そちらを御覧ください。

この答申（案）は、これまでの議論の成果を集約したものであり、市が今後、景観計画（第2次）を最終的に決定するに当たり、非常に重要な指針となるものです。

本日は、この答申（案）を御確認いただき、更に付け加えるべき点、より強調すべき点、また表現や構成に関する御意見など、どのようなことでも結構ですので、率直な御意見を賜りたいと存じます。

では、答申案を御紹介します。

「水戸市景観計画（第2次）について（答申）（案）」

令和6年6月24日付け都市景観諮問第1号で諮問のあったことについては、別添計画書により答申します。

本計画の目指すべき姿「笑顔で紹介できる 水戸の景観」の実現及び計画の円滑な推進に向けて、下記事項に十分配慮されるよう要望いたします。

はじめに、「1 景観計画の基本姿勢について」、水戸の景観は、人々の営みの積み重ねによって形づくられてきたものであり、市民一人ひとりが理解し、日々大切に守り育てていくことが重要である。そのため、市民が景観を“自分ごと”として捉え、主体的に参画できる仕組みの構築が求められる。また、持続的な景観形成には、若年層からの教育を通じて景観の価値を学び、意識を育むことが不可欠である。あわせて、市民や来訪者に水戸の魅力をわかりやすく発信し、理解と共感を広げること。

続いて、「2 景観資源の保全と活用について」、偕楽園、千波湖、弘道館、水戸城跡などの自然・歴史・文化資源や、水戸芸術館、市民会館といった現代的建築物はいずれも景観を形づくる基盤である。これらを守り育むとともに、「点」として生かし、「線」で結び、「面」へと広げる全体的な景観形成を推進することが求められる。市民が誇りを持ち、来訪者が親しみを感ぜられる景観の形成を推進すること。

続いて、「3 「ひと・分野・地域」をつなぐ景観づくりについて」、景観施策は観光、教育、環境、農政など多様な分野と関わり、行政内部の連携に加え、民間事業者や市民団体との協働が不可欠である。市民と行政が一体となって取り組むことで施策は実効性を持ち、地域全体に広がりを生み出す。したがって、景観施策をまちづくりの横断的かつ協働的な柱として展開すること。

続いて、「4 計画の進捗管理について」、計画期間において着実に進展を図るために

は、中間評価や達成目標を適切に設定することが重要である。進捗状況を定期的に確認し、その成果を市民にわかりやすく示すことで、計画の透明性と実効性を高めるとともに、市民の理解と参加意欲を一層促進すること。

答申（案）については以上でございます。

____副会長

それでは、事務局から説明のあった内容に関しまして、御意見を頂戴したいと思います。御発言いただく方は、挙手をお願いいたします。

____委員

こちらはまだ修正が可能でしょうか。

事務局（須藤都市計画課長）

____会長から週明けに答申書を出していただくので、今日いただいた御意見を反映させて、再度____会長に見ていただく流れになります。

____委員

ありがとうございます。非常に文章が練って作られていて、良い文章だと思って拝見しました。いずれも意味が深く、ポイントをついた文章でとても良いと思いますが、1点だけ、3番目の「ひと・分野・地域をつなぐ」というのが、「ひと」「分野」「地域」の三つの並びが引っかかりました。例えば、「ひと」と「地域」をつなぐ、「分野」と「分野」をつなぐという言い方であれば意味が分かる。「ひと」と「分野」をつなぐという部分が疑問に思いました。

もう1点は、議論の中でもありましたが、過去作ってきた水戸の歴史、文化を将来の世代につなげるという、時間の話が入ると良いと思います。過去と現在と未来をつなぐ、水戸らしい景観を残してつないでいくというニュアンスの文章が入ると良いと思いました。具体的な案は思い浮かばず恐縮ですが、「ひと」と「地域」をつなぐ、「分野」と「分野」をつなぐ、そして「過去」と「未来」をつなぐといった三つを並べても良いと思いました。以上です。

事務局（須藤都市計画課長）

御指摘ありがとうございます。答申の内容は、多様な読まれ方をされるよりも、こちらの意図がはっきり分かった方が良いと思いますので、修正させていただきます。

時代をつなぐ部分については、答申書の2点目に入れた方が良いかと思われますので、修正させていただき、文意を大幅に変えない程度に加えられるかどうか、____会長に御相談させていただきたいと思います。

____委員

修正が難しければ、全然良いです。現行のものでも、十分練られた文章だと思います。

____副会長

「ひと」というのは、官と民をつなぐという意味や、多様な主体をつなぐといったことをひとと言っているのですよね。ひとという部分には、ひとそのものにもいろいろな意味がありますので、読み取りが難しい。その辺りを分かりやすくお願いします。

そのほか、いかがでしょうか。今、いただいた意見を踏まえ、事務局と____会長でやり取りいただいて、9月19日に答申として市長にお渡しいただくということになります。

最後に、議題3「水戸市都市景観条例の今後の方向性について」でございます。

この条例は、景観計画（第2次）の策定に伴い、必要な部分について規定の見直しを行うものです。事務局より説明をお願いします。

事務局（権瓶景観室長）

続いて、資料3を御覧ください。新たな景観計画の策定に伴い必要となる、水戸市都市景観条例の今後の方向性について御説明します。

「1 課題」で記載しましたが、計画の変更に伴い、景観法との整合を図るとともに、制度の実効性を高めるため、規定の見直しを行う必要があります。

具体的には、大きく3つのポイントがあります。

まず1つ目は、用語や制度の整理です。現行の条例には、景観法と不整合な用語や、重複している制度が見られます。具体的には、「都市景観」という表現を「景観」に統一するほか、市が独自に設けてきた景観法の類似制度、具体的には、「景観市民提言」「景観市民協定」「景観重点地区届出制度」については、整理して廃止する必要があります。

2つ目は、届出制度の実効性を高めることです。景観法に基づく届出をより実効的なものとするために、条例において、事前に市と協議を行う事前協議制度を設けること、そして工事が完了した際に確認できるよう、完了時の手続きを新しく加えます。

そして3つ目が、必要な規定の追加です。景観法に基づく制度を適切に運用していくために、これまでなかった規定を新たに整備していく必要があります。

こうした見直しを通じて、景観計画と条例をしっかりと連動させ、制度としての実効性を確保していきたいと考えています。

「2 条例の方向性について」は、今説明したポイントの具体的な内容になります。別途御参照いただければと思います。説明は以上になります。

____副会長

それでは、事務局から説明のあった内容に関しまして、御意見があれば頂戴したいと思います。

御発言いただく方は、挙手をお願いいたします。

私から1つ質問ですが、この審議会の名前も変わるということですか。

事務局（権瓶景観室長）

この審議会の名前も「都市景観審議会」から「景観審議会」に変える方向で調整しております。

____副会長

分かりました。ありがとうございます。皆様、ほかにいかがでしょうか。議題3に関する意見がなければ、議題1から3にかけての御意見はございますでしょうか。

____委員

景観計画について、ほかの自治体がこれから参考になさるのではないかという、すばらしい計画が策定されていると思います。委員として携わることができて、とてもありがたいと思っています。

____副会長

____委員、お願いします。

____委員

今後この計画を実行してくれれば、非常に理想的だと感じています。ただ、市民がどこ

まで実行できるかが一番問題だと思います。我々がそういう思いを持っていても、点と線だけでなく、面でどれだけの広がりを見せるか。それが実行されないと、あまり効果がないと思うのですが、その辺りを説明いただければと思います。

____副会長

事務局、お願いします。

事務局（権瓶景観室長）

計画がすばらしくできたとしても、実行できなければ絵に描いた餅ということになってしまいますので、いろいろな形で周知や啓発できるよう、最新のデジタル的な手法を使うとともに、今後、____委員に御協力をいただき、茨城県屋外広告美術協同組合とのタウンミーティングに水戸市も参加させていただくことになっておりますが、そういった事業者の方との連携などを積極的に進めていくことで、少しずつ中身が伴っていくと思っております。

皆様から、計画はすばらしいという御意見をいただきましたが、実行していくことが一番大事だと思いますので、この思いの込められた計画をどういうふうに運用していくかが重要ということ肝に銘じて、しっかり取り組んでいきたいと思っております。

____副会長

よろしいでしょうか。委員の皆様におかれましては、活発に御意見をいただきありがとうございました。また、事務局の皆様におかれましては、私たち委員の様々な分野からの議論をさせていただき、それを最大限計画に反映いただきまして本当にありがとうございました。

以上で、本日の議題は終了となります。それでは、進行を事務局へお返しします。

司会

____副会長並びに審議会委員の皆様、長時間にわたりまして御審議をいただき、本当にありがとうございました。それでは、本日の御審議につきまして、都市計画部長の太田より御挨拶させていただきます。

太田都市計画部長

本日は、お忙しい中、熱心な御審議を賜り、誠にありがとうございました。本日を含め4回にわたり開催いたしました都市景観審議会を通じて、委員の皆様から頂戴しました数多くの御意見や御提案は、水戸市景観計画（第2次）の方向性を確かなものとし、未来の景観まちづくりを支える揺るぎない礎となりました。皆様の御尽力に、改めて深く感謝申し上げます。

本日の審議をもちまして、都市景観審議会としての景観計画に関する審議は一区切りを迎えます。

今後は、本日いただいた御意見を踏まえ、答申を経て計画を決定し、市民の皆様とともに歩みを進めながら、水戸の風土や歴史、暮らしに根ざした景観を守り育て、未来へと継承する景観計画として実行してまいります。

結びに、これまで積み重ねていただいた貴重な御審議の集大成として、本日を迎えられることに心から感謝を申し上げます。

今後とも、変わらぬ御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げ、閉会の御挨拶いたします。

本日は誠にありがとうございました。

司会

今後の予定でございますが、先ほど____副会長からお伝えしたとおり、今月 19 日に____会長から市長への答申を予定しております。そして、内部の庁議を経て、本計画を正式に決定してまいります。計画決定後には、完成した計画を皆様に御報告いたします。

また、本計画の運用は、10 月の告示を経て開始いたします。ただし、条例改正を伴う第 3 部「景観形成基準」につきましては、条例改正を 12 月の議会に議案提出の予定であり、改正条例とともに、来年度 4 月 1 日施行を目指して作業を進めてまいります。

今後は、本計画に基づく施策を推進してまいりますので、引き続き御協力のほど、よろしくお願いいたします。

以上で、本日の都市景観審議会を終了させていただきます。

貴重な御意見を賜り、誠にありがとうございました。